

「リニア中央新幹線 大井川の水を守るために 南アルプストーンネル
における取組み」に対する地域の受け止め、意見等

1 流域市町の受け止め、意見等

(1) J R 東海取組について

- ・流域住民や事業者の声を受け止め、今後の取組に活かしてほしい。(A市町)
- ・広く意見等を受け止め、真摯に取り組むものであり、この取組に対して評価している。(B市町)
- ・事前に県や流域市町に意見を聞くことなく、J R 東海が独自で一方向的に地元に向けて行うものとの認識。今回のやり方ではコミュニケーションを図ることができない。(C市町)
- ・出てきた質問や意見について恣意的に利用することがないように、今後の取扱いについて、県及び専門部会と協議してほしい。(C市町)
- ・取組としてはよいことであるが、住民からの意見、質問に対して、誤解の無いような説明をしてほしい。(D市町)
- ・広く意見を聴取することについては評価する。一方で、急なスケジュール、専門部会が出された課題整理ができていない段階での実施には、慎重な対応と丁寧な準備が必要であったと感じる。(E市町)
- ・直接、意見や質問を受ける窓口が設けられたことは、地域の不安などを受け止める姿勢、取組の表われと感じている。(F市町)
- ・県と J R 東海との協議が再開されている中、中間報告の結果のみで地元住民の意見を求めるのは、誤解を招くおそれがある。(G市町)
- ・地元に向き合っていくというこれまでの説明にそぐわない部分もあり、J R 東海独自の判断においての取組と認識している。(H市町)
- ・地域の声を聞き今後の説明に活かすための取組であると聞いているので、実施するからには、しっかりと地域の方の意見と受け止めて、今後の取組や地域説明に活かしていただきたい。(I市町)

(2) パンフレットの内容等について

- ・専門的な内容が多いため、分かりやすい記載を心がけてほしい。(A市町)
- ・広く意見等を受け止め、引き続き真摯な対応を行い、将来にわたり影響が生じないように丁寧な説明をお願いしたい。(B市町)
- ・広く意見を求めるのなら、改札の中だけでなく外にも配架した方が効果を見込める。(H市町)
- ・有識者会議や県専門部会で各委員等から指摘された事項について明記されていないため、正しい内容・状況を示したものになっておらず、地元住民に誤解を与えかね

ないと危惧している。(C市町)

- ・内容が専門的であるため、何を質問していいかわからないのではないかと。住民目線に寄り添った簡潔で分かりやすい資料を冒頭に記載すべきではないか。(D市町)
- ・質問項目の一部だけを見る住民が多くいることが予想され、一部の内容だけで安心安全の判断をされてしまうことを心配する。ページ数の多さや専門用語及び数値の多さに、住民に寄り添ったものになっているのか疑問を感じる。(E市町)
- ・現時点での決定事項、あるいは解決事項であるかのような印象を流布することになりかねないと危惧している。(F市町)
- ・JRの取組のみ記載されており、「県外流出量を大井川に戻す方策」についても、専門部会が指摘する論点等の記載がなく、誤解を招くおそれがあり配布すべきではない。(G市町)
- ・Q&Aとして説明しているが、不確定な部分もあるので、今後の有識者会議等での意見をどう反映していくのか見解が不明である。(H市町)
- ・専門的な内容が多いことや具体的な結論が出ているものではないことから、地域の方が誤解を招かないか危惧するところである。(I市町)

2 利水者の受け止め、意見等

(1) JR東海の取組について

- ・結果の報告だけでなく、検討中の段階で意見、質問を聴取し、それを活かしていくことは必要。意見、質問の公開にあたっては、公平性・公正性が担保されるよう、国や県と事前協議をお願いしたい。(A団体)
- ・正確な情報を出すことにつなげて欲しい。(B団体)
- ・今後の取組や説明に活かしていくことで理解が深まるため、今回の取組は効果的であると思われる。しかし、内容については、多くの疑問点や説明が不足していると考えられる点があり、住民に誤解を与える懸念がある。(C団体)
- ・より多くの県民に水資源に関する取組が周知され、理解されるよう、更なる活動に期待する。(D団体)

(2) パンフレットの内容等について

- ・Q&Aについては、JR東海の計画の妥当性を主張する内容であり、専門部会で検証中の課題についても、流域住民の課題は解決できるものであるという印象を与える内容である。生態系への影響など、これから有識者会議で検証が始まる環境保全について記載がないのは、配慮が不十分であり、これらにより、パンフレットを読んだ住民は、課題は解決できるものであり、検討がかなり進んでいると誤解するおそれがある。(A団体)
- ・この内容では一般の方には難しくて分からないと思うので、住民が知りたいと思っていることに焦点を絞った気軽に読めるものがほしい。(E団体)
- ・実施の可否が不確定な内容が含まれるため懸念がある。(F団体・G団体)
- ・(質問2) B案の「工事の一定期間、発電のための取水を抑制し、大井川に還元する

方策」は、渇水期の実現性に疑問があるにもかかわらず、「実現することが可能な案です。」と説明することは、流域住民に完全な代替案であるとの誤解が生じる。

(C団体)

- ・(質問5)「発生土置き場から流れる出る雨水等の排水は適切に処理をして・・・」との表記について、適切な処理方法であることが十分に議論されていない状態で、本処理方法が最善のように記載するのは適切ではないと考える。(C団体)
- ・今後、議論が進んだ際には、利水者や県民が抱えている懸念の払拭に向け、その他の問題(環境、生態系など)を含めて、同様の対応をお願いしたい。(D団体)

3 県の受け止め

以下の点から、今回示された資料が、国の有識者会議が取りまとめた「大井川水資源問題に関する中間報告」の内容を十分理解したものとは言えず、この資料を基に意見募集を行うことは、住民の誤解を招く懸念がある。また、中間報告にある「双方向のコミュニケーション」に沿うものではないと受け止めている。

- (1) 現在でも取水制限が発生し、利水者の互譲互助の精神により維持されている大井川の現状が記載されていない。 <大井川の利水の現状>
- (2) 水収支解析が示す数値は確定的に取り扱うものではないのにも関わらず、数値解析結果を根拠とした説明に偏っており、「確認された」など確定的な表現となっている。
第7回県地質構造・水資源専門部会においても、県から、数値解析結果を根拠として説明に偏り、不確実性についての記述が不足している旨の指摘をしたが、指摘が反映されていない。 <質問1><質問2><質問6>
- (3) 解析には不確実性があり、突発湧水などの不測の事態が発生する可能性があることから、重要なことはリスク管理であるにも関わらず、具体的なリスク管理、リスク対策の観点での記述が非常に少ない。 <質問6>
- (4) リスク対策や情報共有等の実践の取り組みにあたっては、中間報告では「静岡県等と調整のうえで対応をすべき」と指摘されているが、調整前の情報が一方的に発信されている。 <質問6><質問7>
- (5) 国有識者会議の大きな論点の一つであり、中間報告において、記述の前提条件とされている「(静岡県内の)トンネル湧水の全量を戻せば」が、JR東海の説明には無く、一方、中間報告で一切記述されていない「静岡工区内で湧き出る水は、全て大井川に戻します」との記述がある。このことは理解が困難であり、誤解を招く懸念がある。 <質問1><質問2><質問3>

<参考>

1 記載内容の比較

項目	リニア中央新幹線 大井川の水を守るために 南アルプストンネルにおける取り組み	大井川水資源問題に関する中間報告
大井川の 利水の現 状	昭和 40 年代に地域住民などから強い 流況改善活動「水返せ運動」が起こり、 昭和 60 年代には静岡県及び電力会社な どに対する流量改善運動が活発化し、県、 流域市町、電力会社、国土交通省が協議 を重ねた結果、塩郷堰堤などの取水施設 からの維持流量の放流が開始されること となる等、流水の正常な機能を維持する ために必要な流量の回復に向けた取り組 みが進められています。(p3)	中下流域は、水力発電への水利用によ り河川に水が流れない状況（河原砂漠） となった歴史を持つ。地域住民からの強 い流況改善運動（水返せ運動）などの結 果、ダムにおいてはダム下流の河川環境 の維持等を目的として維持放流が実施さ れている。 <u>今日においても、降水量が少 ない年には渇水による取水制限が発生し ており、利水者間における相互調整によ って利水環境が維持されている。</u> (p4, 13)
質問 1 (中下流域 河川流量)	トンネル内に湧き出る水を大井川に戻 すことで、中下流域を流れる水の量が減 らないようにします。(p7)	いずれの段階においても <u>トンネル湧水 量の全量は大井川に戻す</u> ことで中下流域 の河川流量は維持されること(p5)
質問 2 (工事中 の県外流 出の影響)	静岡工区内で湧き出る水は、全て大井 川に戻します。 県境付近の断層帯を掘削中も、静岡県 内の県境付近以外のトンネルの湧き水を 大井川へ戻すことにより、山梨県側へ流 れ出る以上の量の静岡県内の山の中に蓄 えられている量も含めた地下水がトンネ ル内の湧き水として大井川へ戻されるた め、解析では水の量は減らないと予測さ れています。 一方、解析には不確実性が伴うため、 大井川流域で水資源を利用されている皆 様にご安心頂けるよう、静岡県から県外 へ流出するトンネル内の湧き水の量（県 外流出量）と同量は大井川に戻す方策を 検討しました。(p9)	<u>トンネル湧水量の全量が大井川に戻す ことによって、中下流域の河川流量は維 持される。</u> 静岡県は <u>工事期間中も含めてトンネル 湧水の全量が大井川に戻すことを求めて おり、このトンネル湧水を戻さない場合 は全量戻しとはならない。</u> (p6) 解析結果としては、工事期間中に県外 流出した場合においても、中下流域の河 川流量は維持される結果となったが、一 方で、これらの解析結果は一定の前提を 置いた上での計算結果であり不確実性を 伴う。(p7)
質問 3 (地下水 への影響)	科学的な成分分析および水収支解析の 結果と、導水路トンネル等により中下流 域を流れる水の量が減らないようにする ことから、トンネル掘削による大井川中 下流域の地下水量への影響は、河川流量 の季節変動や年毎の変動による影響に比 べて極めて小さいと考えられます。(p14)	導水路トンネル等で <u>トンネル湧水量の 全量が大井川に戻せば、中下流域の河川 流量が維持されることが示されている。</u> これらのことから、トンネル掘削によ る中下流域の地下水量への影響は、河川 流量の季節変動や年毎の変動による影響 に比べて極めて小さいと推測される。 (p5)

<p>質問4 (水質)</p>	<p>現在の排水に関する法令等よりも厳しい基準を満たすように処理して大井川に戻す等、水質に影響が出ないようにします。(p17)</p>	<p>(記載なし)</p>
<p>質問5 (発生土置き場)</p>	<p>法令等で定められた技術基準に基づき、調査、設計、施工、管理を行い、安全性を確保します。(p17)</p> <p>発生土置き場から流れ出る雨水等の排水は適切に処理をして、大井川へ放流します。(p18)</p>	<p>発生土置き場については、JR東海からは、重金属等を含まない無対策土については上流域の燕沢に、重金属等を含む要対策土については同じく上流域の藤島沢等にて処理する計画が示され、100年確率における降雨強度であっても、排水施設が機能を失わずに排水することが可能な設計を進めるなどの考え方が提示された。また、その他にも有識者会議より検討を指示したオンサイト処理など、様々な発生土処理方法についての検討結果が提示された。(p18, 19)</p> <p>適切な処理・管理が継続されれば、表流水や地下水の水量・水質等には影響をもたらすものではないと考える。</p>
<p>質問6 (県外流出のリスク対策)</p>	<p>有識者会議において、県境付近の断層帯を掘削している限られた期間においても、<u>解析では大井川中下流域を流れる水の量は減らない結果となることが確認されました。</u></p> <p>一方、トンネル掘削にあたっては、突発湧水等の不測の事態が生じる可能性があるというリスクを認識した上で、みなさまに安心していただけるよう調査・計測(モニタリング)結果を地域と共有しながら、<u>必要に応じてリスク対策を実施</u>します。(p19)</p>	<p>工事期間中の県外流出が発生する場合においても、<u>中下流域の河川流量は維持される解析結果が示された。</u>一方、その結果には不確実性が伴うことも指摘された。</p> <p>トンネル掘削にあたっては、突発湧水等の不測の事態が生じる可能性があるというリスクを認識した上で、事業を推進するにあたってはリスク対策を適切に実施し、モニタリング結果を地域と共有すべきである。</p> <p><u>県外流出量を大井川に戻す方策については、今後、静岡県や流域市町等の水資源に対する不安や懸念を真摯に受け止めた上で、関係者の納得が得られるように具体的方策などを協議すべきである。</u>(p9)</p>
<p>質問7 (モニタリング)</p>	<p>モニタリングの結果を随時静岡県等へ報告したり、専門家に助言を頂いたりするための管理体制をつくります。(p19)</p> <p>トンネル掘削に伴う変化を早期に検知するため、川を流れる水、地下水、トンネル内に湧き出る水の量や水質等のモニタリングを行い、結果を公表します。(p20)</p>	<p><u>関係機関や専門家と連携してモニタリング計画などの策定や体制構築を行い、モニタリングで得られた情報を地域と共有しながらリスク対策や情報共有等の実践を行うという取組みが重要</u>である。そのため、JR東海は、静岡県等とも調整の上で、データ等の公開の仕方等について、その透明性の確保も含めて利水者等が安心できる対応をすべきである。(p9)</p>

2 中間報告

○有識者会議で議論を進める上での基本的な考え方

- ・ 水収支解析モデルが示す数値については、それを確定的なものとして捉えて扱うものではなく、主にトンネル掘削によって生じる現象の傾向を把握するために用いることが適当であることを明らかにした。 (p11)
- ・ 推計されたトンネル湧水量は確定的なものではなく、また、突発湧水等の不測の事態が生じる可能性がある。 (中略) J R 東海に対しては、トンネル掘削に伴い想定される水資源利用に関するリスクを抽出整理することの重要性を認識させ、その整理に基づいたリスク対策やモニタリング方法等について助言指導を行い、J R 東海としてのリスク管理の基本的な考え方を提示させた。 (p12)

○今後の進め方

- ・ J R 東海は、中間報告の内容を十分に理解し、有識者会議におけるこれまでの助言・指導等を踏まえて作成した取組み資料に基づき、水資源利用への影響の回避・低減に関する取組みを適切に実施すべきである。 また、大井川の水利用をめぐる歴史的な経緯や地域の方々のこれまでの取組みを踏まえ、利水者等の水資源に対する不安や懸念を再認識し、今後、静岡県や流域市町等の地域の方々との双方向のコミュニケーションを十分に行うなど、トンネル工事に伴う水資源利用に関しての地域の不安や懸念が払拭されるよう、真摯な対応を継続すべきである。 (p3, 8, 28)